

# 農業用ため池の保全に向けて

～管理者による適正な維持管理を目指して～



◆ため池の老朽化が進み、危険なため池が増加しています。

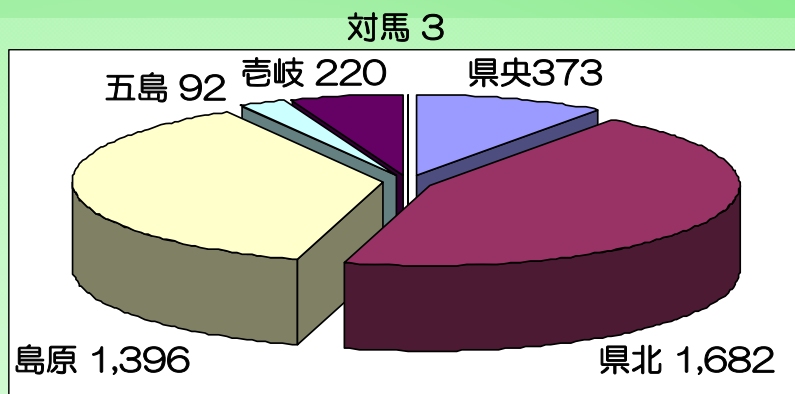
◆先人の努力により造られた地域の財産(ため池)をより良い形で次世代へ継承するため、適切な維持管理に努めましょう。



— 問合せ先 —

# 1. 長崎県にはどれくらいのため池があるかご存じですか？

3,766ヶ所  
もあるんだ。



長崎県には、数多くのため池があり、農業用水や地域の憩いの場、大雨の洪水調節など長い歴史の中で地域の大切な財産となっています。

# 2. 老朽化や管理不足による危険なため池が増えています。

県内ため池の約半数が戦前に築造されており、老朽化による漏水や断面不足による決壊の危険が懸念されています。

また、近年、県内でも土砂吐の松板(水止板)が老朽化により破損し、ため池内の水が一気に下流域へ流れ出す事故が発生しています。



豪雨によるため池決壊例  
(山口県)



松板の老朽化による破損

 定期的な草刈り、落水、点検などによる変状箇所の早期発見(適正な維持管理)が重要です。

# 3. ため池点検・管理の7箇条を実践しましょう。

- ① 避難先など緊急時の体制を事前に決めておきましょう。
- ② 点検や見回りの際は、安全確保のため、必ず「複数の人」で行動しましょう。
- ③ 年に1回以上、草刈りを行い漏水や亀裂等の異常がないか確認しましょう。
- ④ 年に1回程度はため池の水位を下げて、堤内の点検をしましょう。
- ⑤ 定期的な点検・補修とその記録を保管しましょう。
- ⑥ 非常時の応急資材(土のう、杭、ロープ等)の準備をしておきましょう。
- ⑦ 大雨が予想される時は堤体を越流しないよう水位を管理しましょう。



## 4. 日常管理のポイント！

### ①堤体の草刈り等



#### ◆ポイント◆

亀裂や漏水等の変状を見つけやすくするため、必ず堤体周辺の草刈りを行う。

#### ◆注意！（漏水対策）◆

- ・樹木は幼木のうちに除去して下さい。
- ・モグラやイノシシ等が掘った穴は、棒などで突き固めながら埋めて下さい。

### ②ゴミの除去



#### ◆ポイント◆

洪水吐や取水施設周辺のゴミは必ず除去する。  
洪水吐の堰上げは行わない。

#### ◆注意！（堤防越流対策や水質悪化防止）◆

- ・捨てられたゴミが洪水吐や取水施設周辺に集まると洪水時の水位上昇や取水が不可能となります。
- ・洪水吐を堰上げすると構造上危険であり、堤体越流による決壊につながります。

### ③貯水位の管理



#### ◆ポイント◆

長期間落水させていた後は、漏水等を確認しながら徐々に貯水する。

#### ◆注意！（決壊対策）◆

- ・貯水位の急な変化により堤体が不安定なり崩壊する恐れがあります。

## 5. 日常点検のポイント！

**次のような異常を発見した場合は、市町役場まで連絡して下さい。**

### ①漏水について

- ・土が混ざったような濁った水が漏れている。
- ・ため池堤体下流側に水の漏れる孔がある。
- ・ため池の水が溜まりにくくなった。
- ・取水してなくても樋管から水がいつも漏れている。

### ②亀裂、沈下、段差、折損等の異常

### ③水による洗掘（浸食）等

- ・堤体が浸食により著しく削られている。
- ・洪水吐からの水が堤体を洗掘している。



（外堤側の漏水孔）

## 6. 定期的にため池点検を実施しましょう。

ため池の点検は、年に1回は必ず行い、その結果を記録して下さい。出来れば、貯水期間と非貯水期間の年に2回点検を行うことが望ましいです。

また、豪雨や地震などの異常時にも安全に十分留意した上で見回りなどを行うようにして下さい。



点検の際は、**別紙点検表**を活用して下さい。異常が確認された際は速やかに最寄りの市役所、町役場へご連絡下さい。

## 7. 緊急時の連絡先を確認しておきましょう。

○ため池管理者等

池名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

( ) \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

## 8. 緊急時に備えて。

○緊急連絡先や避難先を確認しておきましょう。

○土のう、杭、ロープ等の応急資材はあらかじめ保管場所を決め、用意しておきましょう。

○ため池の下流に民家がある場合は、想定される危険エリアを事前に把握しておきましょう。

### 【問い合わせ先】

- ・各市町（連絡先 表紙）
- ・県央振興局農林部土地改良課 TEL 0957-22-0010
- ・島原振興局農林水産部土地改良課 TEL 0957-63-0111
- ・県北振興局農林部土地改良課 TEL 0956-23-4211
- ・五島振興局農林水産部農村整備課 TEL 0959-72-2121
- ・壱岐振興局農林水産部農林整備課 TEL 0920-47-1111
- ・対馬振興局農林水産部農林整備課 TEL 0920-52-1311